

災害時における相互支援に関する協定書

(目的)

第1条 ○○法人 ○○(以下「甲」という。)と○○法人 ●●(以下「乙」という。)は、新型コロナウイルス感染症等に伴い従業者が一時的に不足しサービス提供に支障が生じた場合(以下「災害時」という。)に、相互に連携・協力を行い、サービス提供を継続するために必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 支援の内容は、次に掲げる項目とする。

- (1) 応急物資の調達(医薬品、応急用資機材、食糧等)
- (2) 人員の派遣(介護職員、その他の職員等派遣)
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(対象事業所)

第3条 本協定により対象とする事業所は、次の表のとおりとする。

	事業所名	所在地
甲の運営する事業所		
乙の運営する事業所		

(支援の要請手続き)

第4条 支援を受けようとする事業所(以下「派遣先」という。)は、次の事項を明らかにして、文書により相手方に支援要請を行うものとする。

- (1) 被害等状況(人的被害、建物・ライフライン、医療資機材等)
- (2) 要請する支援の内容
- (3) 支援の期間
- (4) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(職員派遣)

第5条 支援を行う事業所(以下「派遣元」という。)は、前条の要請を受けた場合は職員(以下「派遣職員」という。)を派遣先に派遣する。

2 前項の規定による派遣は、派遣元からの出張扱いとする。

(派遣業務)

第6条 派遣元は、派遣職員を第4条第2号により要請を受けた支援のうち、派遣職員により行う業務(以下「派遣業務」という。)に従事させる。

- 2 派遣元は、派遣業務の実施に際し、派遣職員を指揮監督する。
- 3 派遣先は、派遣業務の実施に際し、派遣元及び派遣職員に助言を行う。

(責任者)

第7条 派遣業務に係る派遣元及び派遣先の責任者は、それぞれの施設の管理者をもって充てる。

- 2 派遣元及び派遣先の責任者は、派遣職員が適正に派遣業務に従事するための措置を講じなければならない。
- 3 派遣元及び派遣先の責任者は、派遣職員から苦情の申し出があった場合には、互いに協力して迅速な解決に努めなければならない。

(休日)

第8条 派遣職員の休日は、派遣決定の際にあらかじめ定めるものとする。

- 2 派遣元は、派遣職員に休日勤務（休日において派遣職員が派遣業務に従事することをいう。以下同じ。）をさせないものとする。ただし、派遣先が派遣元に休日勤務を求めた場合であって、派遣元が必要と認めるときは、当該派遣職員が同意する場合に限り、休日勤務をさせることができる。

(勤務時間等)

第9条 派遣元が派遣職員を派遣業務に従事させる時間（以下「勤務時間」という。）及び休憩時間は、派遣決定の際にあらかじめ定めるものとする。

- 2 派遣元は、派遣職員に時間外勤務（勤務時間以外の時間に派遣職員が派遣業務に従事することをいう。以下同じ。）をさせないものとする。ただし、派遣先が派遣元に時間外勤務を求めた場合であって、派遣元が必要と認めるときは、当該派遣職員が同意する場合に限り、時間外勤務をさせることができる。

(給与・交通費)

第10条 派遣期間における派遣職員の給料並びに手当（休日勤務若しくは時間外勤務をした場合又は深夜に派遣業務に従事した場合の手当を含む。）及びその住居から派遣施設への移動に要する交通費は、派遣元が負担する。

(社会保険等)

第11条 派遣職員に係る健康保険及び厚生年金保険は、派遣元において加入する。

- 2 派遣職員に係る労災保険及び雇用保険は、派遣元において加入する。

(感染の防止)

第12条 派遣先は、派遣職員の感染症への感染を防止するため、必要な措置を講じるものとする。

(業務環境の整備)

第13条 派遣先は、派遣職員が派遣業務に従事する上で必要な物品の供与等

の環境整備を行うものとする。

(雇用申し入れの禁止)

第14条 派遣先は、派遣期間中において、派遣職員に対して雇用の申し入れを行ってはならない。

(従事状況等の報告)

第15条 派遣先は、派遣期間中の毎日、派遣職員の派遣業務への従事の状況等について、派遣元に報告するものとする。

2 派遣元は、派遣職員の派遣業務への従事の状況等について、派遣先に報告を求めることができる。

(派遣の中止)

第16条 派遣期間中において、派遣先における職員の不足が解消したときは、派遣先は、派遣元に対して速やかにその旨を通知するものとする。この場合において、派遣元は、派遣先に派遣の中止を申し出ることができ、派遣先はこれを了承するものとする。

2 派遣元において感染症の発生又は天災その他の不可抗力によって職員に不足が生じたとき、派遣元は、派遣先に派遣の中止を申し出ることができ、派遣先はこれを了承するものとする。

3 前2項の規定により派遣の中止を申し出るときは、派遣元は、派遣を中止する日及び派遣を中止する派遣職員を明らかにするものとする。

(協定の解除)

第17条 派遣元又は派遣先は、その相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなくこの協定を解除することができる。

(1) この協定を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) この協定の履行に当たり、不正又は不誠実な行為があると認められるとき。

(3) その他協定上の義務を履行しないと認められるとき。

(損害賠償)

第18条 派遣業務の実施において、派遣職員が故意又は過失により派遣先又は第三者に損害を与えた場合は、派遣元が賠償責任を負うものとする。ただし、当該損害が派遣先の助言（必要な助言をしなかった不作為を含む。）により生じたと認められるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、当該損害が、派遣職員の故意又は過失と、派遣先の助言との双方に起因するときは、派遣元及び派遣先は、協議して当該損害の負担割合を定める。

(平常時における協力体制)

- 第19条 災害時に相互協力が円滑に行えるよう、平常時において、定期的に派遣予定施設における研修及び連絡会議を開催するなどして、施設情報の共有、職員等の交流その他防災に関する相互協力を積極的に進めるよう努める。
- 2 前項の研修を実施するに当たり、施設間で研修計画を定めるものとする。

(協議)

- 第20条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(協定期間)

- 第21条 この協定期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとし、期間満了3ヶ月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示が無い場合は、期間満了の翌日より1年間延長し、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 〇〇府〇〇市〇-〇-〇
〇〇法人 〇〇
代表者 〇〇〇〇

(乙) 〇〇県〇〇市〇-〇-〇
〇〇法人 ●●
代表者 〇〇〇〇